標準文書保存期間基準(中国四国地方環境事務所野生生物課)

令和6年4月1日

						〒和10年4月1日		
	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置		
個丿	個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯							
1	人の権利義 務の得喪及		許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	10年	・審査案 ・理由 【種の保存法に基づく保護増殖 事業計画の確認・認定、特定外 来生物法に基づく防除計画の確 認・認定に係る文書に限る】	国籍に関するも		
				5年	・審査案 ・理由 【上記以外の野生生物課所掌事 務に係る許認可等】			
		(2)行政手続法 第2条第4号 の不利益処分 (以下「という」と 益処分」と関す る重要な経緯	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書(十二の 項)	5年	・処分案・理由・審査調書	廃棄		

その他の事項						
2	公共事業の 実施に関す る事項	直て公業に討の整施重 華実共計関、協及工要 事施事画す関議びそな とれの立検者は業他緯しる事案 と調のの	①立案基礎文書(二十七の項 イ) ②立案の検討に関する審議会 等文書(二十七の項イ)	事のる以又評のる以年れ期業日特後は価日特後のか間終に定5事終に定1い長了係日年後了係日のずい	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示・政務三役会議の決定・開催経緯	以下についてが等に ・総模は100億では ・機模は100億では ・大規模:100億では ・大規模:100億では ・大規模:100億では ・大規模:100億では ・大規模:100億では ・大規模:100億では ・大規模:100億では ・大規模:100億では ・大規模:100億では ・経事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・総事業で ・の規模:100億では ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・の
					・諮問・議事の記録・配付資料・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	億円以上)については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、事業完了報告、評価書その特に重要なもの・工事誌
			③立案の検討に関する調査研 究文書(二十七の項イ)		・外国・自治体・民間企業の状・関係団体・関係者のヒアリング・環境影響評価準備書	
			④政策評価法による事前評価 に関する文書(二十七の項 へ)		・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨	
			⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書(二十七の項		・協議・調整経緯	
			ロ) ⑥事業を実施するための決裁 文書(二十七の項ハ) ⑦事業の経費積算が記録され た文書その他の入札及び契約 に関する文書(二十七の項		・実施案 ・経費積算 ・仕様書	
			ニ) ⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ)		・業者選定基準・入札結果・工事誌・事業完了報告書・工程表	
			⑨政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項へ)		・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨	

3	法に告議届知資要当定のづび意通、出報の並意至程のは、出報の並意至程をした。	よる他の行政 機関等に対す る協議及び同 意並びに当該 意思決定に至 る過程	①他の行政機関等の協議に対する文書(協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。)	10年	・各省への協議案・各府省等からの質問・意見・各府省等からの質問・意見に対する回答【鳥獣保護区指定等に関する協議等】・同意書	以下について移管 ・勧告、協議、同 意等のうち特に重 要なもの
4		契約に関する 重要な経緯 (前項までに 掲げるものを 除く。)	契約に係る決裁文書及びその 他契約に至る過程が記録され た文書	契約する 対する は に 日 に 日 に 日 に 日 に に に に に に に に に に に に に	・仕様書案 ・協議・調整経緯	廃棄
		契約行為	契約行為に関する文書	5年	・契約に関する文書 ・報告書	廃棄
5	業(公共事 業以外)の 実施に関す	直轄事業とはのは事業とれ共の関議の経での関議の経での関議の経でのは、事項を経ての関議の経でののである。	事業実施計画、事業実施に係 る他機関への届出・申請・協 議・依頼文書	5年	・事業実施計画 ・事業実施に係る他機関への申 請・協議・依頼文書 【鳥獣保護区管理に関する事 業】 【野生鳥獣の保護管理に関する 事業】 【希少野生動植物種の保護増殖 事業】 【特定外来生物の防除に関する 事業】	廃棄

6		後援等の名義 の使用	中国四国地方環境事務所の後 援等の名義の使用に関する文 書	5年	・申請書 ・承認に関する文書 ・報告書	廃棄	
		他の行政機関 又は関係団体 への後援等の 名義の使用申 請	他の行政機関又は関係団体へ の後援等の名義の使用申請に 関する文書	5年	・申請書 ・申請に必要な書類一式 ・報告書	廃棄	
7	情報公開及 び個人情報 保護に関す る事項	(1) 情報公開	開示請求に関する文書	諮問に関 する文書 は10 年)	・不服申立 ・審査会への諮問	廃棄	
		(2) 個人情報 保護	個人情報保護に関する文書	査会への 諮問に関	 ・個人情報ファイル簿 ・開示請求 ・訂正請求 ・利用停止請求 ・不服申立 ・審査会への諮問 	廃棄	
8	所管する会 素項(前 事項である まする ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	会議	①会議に関する文書	5年	・会議資料 ・出席者名簿 【外部機関等を参集した当所主 催会議】	廃棄	
9		が所管する業	他の行政機関が所管する業務 に関する照会・通知等に関す る文書	5年	・照会・依頼に対する回答 ・通知 ・事務連絡	廃棄	
10	他の行政機 関又は関係		他の行政機関又は関係団体に 対し、講師・講演を依頼する	3年	・依頼文書	廃棄	
	団体への依頼に関する 事項	97	文書	5年	・旅行依頼簿 ・謝金・旅費支給調書		
11	広報に関す る事項	広報	広報に関する文書	5年	・広報資料、報道発表資料	廃棄	
12	法律に基づ く立入検査		法律に基づく立入検査実施に 関する文書	5年	立入検査実施指令書	廃棄	
13		職員の身分証 明書の交付	法律に基づく立入検査等に係 る職員の身分証明書	5年	身分証明書の交付に関する決裁 文書	廃棄	
14	通知に関す る文書	環境本省より 通知された文 書等	所管法律の運用等に係る通知	5年	・通知 ・事務連絡	廃棄	
	※その他の事項は環境省行政文書管理規則の別表に準じて判断をする						

備考

- この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この 表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報 告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容 を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれら に対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対 する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- 8 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政 機関の大臣等(国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
 - 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議
- 10 特定日 第14条第11項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日(5の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定(保存期間)が存在する場合は、それぞれの規定(保存期間)に従うものとする。
- 三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」 は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。
- 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。
- 五 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。
- 六 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規 則の規定を参酌し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとす ス
- 七 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改 定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。
- 八 保存期間満了後の措置に関する注意事項
 - 1 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。
- 2 「廃棄」とされているものであっても、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。
- 四大公害病関連、阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、中央省庁等改革、情報公開法制 定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催 等

- 3 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」(平成24年4月10日府公第86号内閣府大臣官房公文書管理課長)及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」(平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館)に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものとし、歴史的緊急事態(新型コロナウイルス感染症対応)に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。
- 4 昭和27年度までに作成・取得された文書については、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に該当する可能 性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。
 - 5 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。